

令和元年度 事業計画

(期間 : 令和元年 7 月 1 日 ~ 令和 2 年 6 月 3 0 日)

I. 基本方針

当協会は、平成 2 1 年度に (社) 愛媛県果実生産出荷安定基金協会と (社) 愛媛県野菜価格安定基金協会が合併し、平成 2 5 年度に公益法人に移行し、青果物の安定的な生産出荷の推進、野菜・果樹農業者の経営の支援及び青果物の需要拡大等を図るための事業等を行い、愛媛県農業の発展と農業者の経営安定を図ることを目的としている。

野菜は、気象条件によっては作柄や価格が変動しやすい特性がある。特に価格の低落は、生産者の生産意欲の減退や野菜農家経営の不安定につながり、消費者への安定供給が困難となり国民生活にも大きな影響を及ぼすことになる。

このようなことから、生産出荷計画に基づいて出荷された野菜の価格が著しく低下した場合において、生産者に対し補てん金を交付することによって生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに野菜経営の安定と消費生活の安定に努める。

また、加工・業務用野菜は、野菜需要全体の過半を占め、国産の安定供給体制の整備が求められており、安定的に供給できる作柄安定技術の導入による加工・業務用野菜の生産農家の経営安定と所得確保に資するとともに、消費者に対する野菜の安定的な供給を目的として、「加工・業務用野菜生産基盤強化事業」に取り組む。

一方、果樹農業については、果樹農業の担い手の高齢化や後継者不足、消費面における若年者の果物離れ等が進行し、国産果実の生産量は減少傾向をたどるなど厳しい状況が続いており、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業、果実の生産から流通加工・需要拡大に至る事業等を行うことにより、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与していく。

そのため、果樹産地の構造改革を推進し、需要に即した優良品種・品目への転換の促進に向け、「果樹経営支援対策事業」や「果樹未収益期間支援事業」を継続して実施するとともに、自然災害対応支援、優良苗木生産や生産性向上モデル実証・導入といった推進事業を実施する。

また、うんしゅうみかん等の需給と品質の安定を図るため、「果実計画生産確認事業」の着実な実施、必要に応じ「緊急需給調整特別対策事業」等を実施するとともに、果実加工流通対策として、「加工原料安定供給連携体制構築事業」等に取り組む。

令和元年度の事業別の具体的内容は、次のとおりである。

Ⅱ. 事業別の具体的内容

1. 野菜関係

(1) 野菜価格安定事業の実施

市場価格が著しく低下し保証基準額を下回った場合に、生産者に補てん金を交付し生産意欲を高め産地を維持することを目的に、産地条件に応じた事業を実施する。

ア. 野菜価格安定基金造成事業

新たな野菜安定供給産地を育成するため普及・啓発を行い、新規に野菜を導入する産地から出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金の管理運営を行う。

今年度予約数量 31 トン（ねぎ）

イ. 転作野菜価格安定事業

水田において野菜への転作を計画的に実施し産地として定着させるための普及・啓発を行うとともに、転作を実施した産地から出荷された野菜を対象とする。

そのための資金を、国・県・市町・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金の管理運営を行う。

今年度予約数量 698 トン（里芋、とまと、きゅうり、なす 等）

ウ. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

国民の消費生活上重要な野菜である「指定野菜」に準ずる「特定野菜等」の普及・啓発を行い、対象産地から出荷された野菜を対象とする。（独）農畜産業振興機構からの価格差補給助成金を受け、価格差補給交付金等の交付を行う。

そのための資金を、機構[国]・県・会員がそれぞれの負担割合に応じて造成し、当協会が資金の管理運営を行う。

今年度予約数量 4,139 トン（里芋、玉ねぎ、かぼちゃ、生しいたけ 等）

エ. 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業

「指定野菜」の生産及び出荷の安定を図ることを目的として、事業実施主体である（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が実施する指定野菜価格安定対策事業の資金造成について、愛媛県補助金を納付金として機構に納付する。

なお、指定野菜価格安定対策事業においては、当協会が登録出荷団体である全農愛媛県本部から事務を受託しており適正な執行に努める。

(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化事業の実施

加工・業務用野菜の生産基盤の強化に向け、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む事業実施主体に対し、（独）農畜産業振興機構が一定の補助を行う事業について、当協会が支援を行う。

2. 果樹関係

(1) 果実需給安定対策事業の実施

ア. 果実計画生産確認事業

うんしゅうみかんの生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産確認の実施による生産出荷の安定を図るための経費（確認担当者手当等）を補てんする。

事業対象 4 農協・面積2,457ha・確認時間4,374時間・確認手当4,220千円

イ. 緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかんの計画的な生産出荷への取組を行ったにもかかわらず、一時的な出荷集中により、市場価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、需給及び価格の安定を図るため、全国果実生産出荷安定協議会が事業発動し、生食用果実を緊急的に加工原料用に仕向ける際の経費の一部を補助する。

(2) 果樹経営支援等対策事業の実施

ア. 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、産地計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び労働力調整システムの構築、大苗育苗ほ設置等の推進事業を行う担い手・生産出荷団体等に対し、補助金を交付する。

繰越 215,000千円＋今年度要望（年度内完了） 50,000千円＝計 265,000千円

イ. 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等がアの果樹経営支援対策事業等により優良な品目・品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助する。

繰越 75,000千円＋今年度要望（年度内完了） 40,000千円＝計 115,000千円

ウ. 果樹生産性向上モデル確立事業

農地中間管理機構を活用して産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」における、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系のための実証事業に対して補助する。

(3) 果実流通加工対策事業の実施

加工原料安定供給連携体制構築事業

加工用果実の再生産価格を確保するため、契約取引等による計画的な取引手法の実証や加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費の一部を補助する。

Ⅲ. 法人管理執行計画

1. 法人の運営に関する主な会議の開催予定(令和元年7月1日～令和2年6月30日)

開催年月日	会 議 名	議 題
令和元年7月22日	第1回理事会 (決議の省略)	○決議の省略の方法による総会の開催 ○理事2名及び監事1名候補者の決定
令和元年8月1日	臨時総会 (決議の省略)	○理事3名及び監事1名の選任
令和元年8月19日	監事監査	○平成30年度事業報告 ○平成30年度決算の監査
令和元年8月22日	運営委員会	○第6期(令和2年～4年度)の会費について ○協会事業運営の概況報告
令和元年8月30日	第2回理事会	○平成30年度事業報告及び決算書の承認 ○交付準備金負担金単価の決定 ○交付準備金負担金残額等の処分 ○業務方法書の一部変更 ○第6期(令和2年～4年度)の会費について ○理事の任期満了に伴う候補者の決定 ○令和元年度通常総会の開催について
令和元年9月20日	通常総会	○平成30年度事業報告及び決算の承認 ○令和元年度会費徴収額の決定 ○第6期(令和2年～4年度)の会費の決定 ○理事の任期満了に伴う選任 《報告事項》 ○令和元年度事業計画及び収支予算の報告
令和元年9月20日	第3回理事会	○会長(代表理事)・副会長・専務理事の選定
令和2年1月下旬	第4回理事会	○野菜事業業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和元年度職務執行状況の中間報告
令和2年6月中旬	第5回理事会	○令和2年度事業計画及び予算の承認 ○業務方法書の一部変更の承認 《報告事項》 ○令和元年度職務執行状況の中間報告